

国見町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 11 号

国見町財務規則の一部を改正する規則

国見町財務規則（昭和62年国見町規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第77条を次のように改める。

（隔地払、口座振替及び現金払の手続）

第77条 出納機関は、第74条から前条までの規定により支払手続をしたときは、支払金融機関にその日の送金払、口座振替払及び現金払の総額について、支払日計表（第102号様式）を送付しなければならない。

第101号様式の次に次の 1 様式を加える。

第102号様式（第77条関係）

支払日計表

[別紙参照]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第102号様式（第77条関係）

支払日計表

支払日 年 月 日

会計	支払件数	支払金額
合計		